

南信州の特性を活かしたウェルビーイングに関する
調査研究・実証実験及び情報発信業務
委託仕様書（案）

1 業務名

南信州の特性を活かしたウェルビーイングに関する調査研究・実証実験及び情報発信業務

2 業務の目的

南信州地域にはリニア中央新幹線の長野県駅（仮称）が設置される予定であるが、現在、首都圏などにおける南信州地域の認知度は低く、リニア中央新幹線開業の効果を最大限に活かすためには、南信州の認知度の向上が課題となっている。

長野県は健康長寿や移住人気ランキングで上位に位置することから、ウェルビーイング（身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含み、個人を取り巻く地域や社会が良い状態であること）に着目して地域の可能性を探り、新たなビジョンを提示することで全国における南信州の認知度の向上を図り、観光誘客や移住、企業誘致につなげる。そのために、南信州の地域特性を活かしたウェルビーイングについて調査研究・実証実験を行うとともに、その過程・成果について効果的な情報発信を行う。

3 委託契約期間

契約日から令和6年3月22日までとする。

4 業務の内容

(1) 南信州の特性を活かしたウェルビーイングの調査研究・実証実験

ア 調査研究・実証実験テーマの設定

ウェルビーイングを題材として、南信州の環境や風土といった特性を活かし地域活性化につなげる取組（事業）となる調査研究・実証実験を行うためのテーマを設定する。

イ 調査研究・実証実験の実施

- ・テーマに基づき調査研究・実証実験を実施する。

実施期間：契約の日から令和6年1月31日

- ・調査研究・実証実験の過程には、現地調査やフィールドワークなど広く公開できる内容を取り入れること。

ウ プロジェクト会議における進捗状況報告

- ・委託者及び県機関・有識者で構成するプロジェクトチームの会議に必要な応じて出席し、調査研究・実証実験の進捗状況を報告する。
- ・調査研究・実証実験の実施方法や進捗状況、方向性、情報発信方法などについて、委託者及びプロジェクトチームと協議しながら事業を実施する。

エ 留意事項

- ・本事業の趣旨を踏まえ、調査研究・実証実験は、地域の特性を踏まえたものとし、南信州地域での新たな事業や来訪につながるものをテーマとし、健康に関心のある方の観光誘客や移住、企業誘致など具体的なターゲットを明確にした提案とすること。
- ・委託者が情報発信用に映像を作成するため、調査研究・実証実験の過程について動画撮影を行うので協力すること。

(2) 調査研究・実証実験結果に係る報告書の作成

調査研究・実証実験結果については報告書にまとめ、次のとおり提出すること。

- ・提出物 紙媒体 10部
PPTなど二次利用が可能なデータ 1式
PDFデータ 1式
- ・提出期限 令和6年1月31日(水)
- ・提出先 長野県南信州地域振興局商工観光課

(3) シンポジウム等での調査研究・実証実験結果の発表

ア 委託者が開催するシンポジウム等で調査研究・実証実験結果の発表を行う。実施方法については、プロジェクト会議に出席して協議のうえ決定する。

イ 実施時期 令和6年2月から3月までの間(予定)

(4) 調査研究・実証実験の過程、結果の情報発信

ア 受託者による情報発信

- ・受託者自身のホームページ等web媒体、SNS、企業CM、専門業界紙等を活用した情報発信 3回以上。
- ・調査研究・実証実験の過程を各種メディアに公開し、プレスリリースを行うなど第三者に向けた情報発信を行う。

(5) その他

その他、本業務の目的を達成するために必要な業務提案を行う。

5 事業実績報告

本業務に係る実績については業務実績報告書にまとめ次のとおり納品すること。

- ・提出物 紙媒体 10部
PPTなど加工可能なデータ 1式
PDFデータ 1式
- ・提出期限 令和6年3月22日（金）
- ・提出先 長野県南信州地域振興局商工観光課

6 その他

- (1) 本業務を円滑に遂行するため、委託者が必要と認めるときは、委託業務の進捗等について随時打合せができる体制とすること
- (2) 本業務において取り扱う個人情報については、個人情報保護法及び長野県個人情報保護条例に則り、適切に取り扱うこと。
- (3) 本業務の成果物の所有権は原則として委託者である長野県に帰属する。ただし、受託者が従来から権利を有している固有の知識、技術に関する権利等（以下、「権利保有物」という。）については受託者に留保するものとし、委託者が権利保有物について使用する際は受託者と協議することとする。また、受託者は本業務の成果物を使用することができるが、その際は長野県に協議することとする。
- (4) この仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者が必要に応じて協議し、決定するものとする。